

第78回国民スポーツ大会東京都予選会 交付金の支出基準

5都体協競第466号
令和6年4月1日施行

経費対象期間	国スポストレート種別	当該年の4月1日～国スポ開催前々日
	国スポ関東ブロック大会該当種別	当該年の4月1日～関東ブロック大会前々日

<全科目共通事項>	<ul style="list-style-type: none"> ● 交付金を対象とする領収書の原本を提出してください。(※) (※) 交付金と競技団体負担の両方に該当する領収書の返却を希望する場合は、一時原本を提出いただき、事業報告の精査完了後、返却いたします。 ● 購入の年月日が、当該年4月1日以降の領収書を本事業対象経費と認めます。 ● 業者発行の領収書の内訳には、「お品代として」でなく、品名が明記されている物を提出してください。記入がない場合、領収書を添付した用紙の余白に明記してください。 ● 複数の物品を購入し領収書が1枚の場合、その内訳を欄外に記入してください。 (内訳とは・・・「品物名 単価 × 数量」) ● 領収書の他、レシートも証明書類と認めます。
------------------------	--

科 目	項 目	基 準	証 明 書 類 ※原本で提出ください!
謝 金	役員・補助員に対する謝金	役 員: 1日7,000円以内 補助員: 1日5,000円以内 ドクター: 1日30,000円以内	個々の領収書(様式) <集合領収書は不可!>
会 場 借 損 料	競技会場、会議室等の使用料	実 費	利用会場の施設責任者又は業者の領収書
印 刷 製 本 費	実施要項、プログラム等作成費	実 費	業者の領収書
器 具 借 料	競技用具の借り上げ代	実 費	利用会場の施設責任者又は業者の領収書
会 議 費	会議時のお茶代 ※茶菓子、嗜好飲料(コーヒー等)は対象外	実 費	業者の領収書
消 耗 品 費	競技用具の消耗品購入費 医薬品、事務用品の補充購入費	実 費 競技用品は可。(団体管理下となること) AV機器、プリンター等の購入は不可。	業者の領収書
通 信 運 搬 費	郵送代、宅配便代	実 費	業者の領収書
そ の 他	上記にあてはまらないものについて、対象の可否をその都度、本協会に確認ください。 ※ただし、以下の3点は対象となりません。 ① 団体の運営費 ② 反省会、懇親会等の飲食費 ③ 個人の所有物となる物品の購入		